

和歌山県 話題事項
令和8年5月19日
資料提供済
令和8年4月30日

和歌山県産品推奨制度「和歌山一番星アワード」

— 第2回認定に向け令和8年7月1日から申請受付開始 —

和歌山県内で製造される優れた県産品を厳選し、認定・推奨する和歌山県産品推奨制度「和歌山一番星アワード」。

今年度の第2回推奨品認定に向け、申請等に係る詳細事項をまとめた募集要領を公表いたします。認定取得をご検討の事業者の皆様は、募集要領をご確認の上、申請期間内にご申請ください。

また、申請受付に伴い、申請手続き等に関する説明会を開催しますので、併せてお知らせします。

1. 募集要領について

主な要件等は以下のとおりです。詳細は募集要領をご確認ください。

- ①申請者資格
県内に住所を有し、県内で県産品を製造・販売している方
- ②申請商品の条件
対象は加工食品及び産業製品とし、1事業者につき1商品のみ申請可能
- ③申請期間
令和8年7月1日（水）～7月22日（水）
- ④申請方法
「和歌山一番星アワード」公式WEBサイト、事業者専用ページ内の申請フォームによる電子申請のみ
<https://ichibanboshi.pref.wakayama.lg.jp>

2. 認定による主なメリット

認定商品については、県による各種支援を実施します。

- ・公式WEBサイトや広報媒体等によるPR
- ・展示会や販売イベント等への出展機会の提供
- ・大手百貨店等との商談機会の創出
- ・「和歌山一番星アワード」ロゴマークの使用 等

3. 事業者説明会の開催について

事前に公式WEBサイトからお申し込みください（先着順）。

※申請にあたり、事業者説明会への参加は必須ではありません。

〈紀南会場〉

令和8年6月9日（火）14:00～15:30（定員90名）

西牟婁振興局4階大会議室（田辺市朝日ヶ丘23-1）

〈紀北会場〉

令和8年6月11日（木）14:00～15:30（定員120名）

県民文化会館3階特設会議室（和歌山市小松原通1-1）

（連絡先）

商工労働部 企業政策局 企業振興課

担当：工藤、今本

電話：073-441-2841

和歌山県産品推奨制度「和歌山一番星アワード」

第2回（令和8年度）募集要領

1 制度の目的

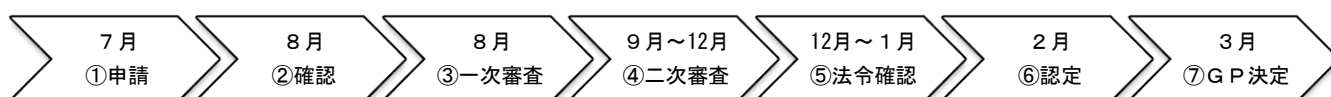
「選び抜かれた県産品を全国、そして世界へ届ける」というビジョンのもと、優れた県産品を厳選して認定し、『和歌山一番星アワード』認定商品として全国及び世界に向けて推奨することにより、県内事業者の技術及び県産品の品質の向上並びに県産品の創造を促進し、もって県内産業の持続的発展に資することを目的として実施する制度です。

加工食品及び産業製品（生活雑貨や工芸品など）を対象に、「和歌山県内で製造されたもの／安心・安全を重視したもの」を基本とし、一定の基準に基づき審査のうえ、認定します（具体的な認定基準は「7 審査、認定（2）認定基準」に記載）。

2 認定によるメリット

- 認定商品に、「和歌山一番星アワード」のロゴマークを表示していただきます（表示は原則、必須です）。
- 「和歌山一番星アワード」公式 WEB サイトや SNS などの各種広報媒体を活用し、周知します。
- 県アンテナショップ「わかやま紀州館」と連携した販売促進や各種商談会、展示会など様々なイベントにおいて、直接、消費者や流通事業者などへ認定商品の情報発信を行い、認定商品の販路が拡大されるようプロモーションを行います。

3 認定までの流れ ※時期については現時点での予定です。進捗状況等により変更となる場合もあります。



- ① 各事業者からの申請を受け付けます（「和歌山一番星アワード」公式 WEB サイト上での電子申請のみ）。
- ② 県にて申請者及び申請商品が資格要件を満たしていることを確認します。
- ③ 和歌山県推奨県産品審査委員会に審査を付託し、申請商品の一次審査（申請情報に基づく書面審査）を行います。
- ④ 一次審査を通過した申請商品の二次審査（現物審査）を行います。
- ⑤ 二次審査を通過した申請商品（認定候補商品）について、関係法令に基づき、法令確認を行います。
- ⑥ 和歌山県知事が「和歌山一番星アワード」として認定します（約 20 商品程度）。
- ⑦ 認定商品の中から、グランプリ及び準グランプリ等を決定するイベントを開催します。

4 申請者資格

県内に住所を有する事業者で、県内で県産品を製造し、販売している方。ただし、次のいずれかに該当する場合も申請可能です。

- ・ 県外に住所を有するが、県内で県産品を製造・販売している方。
- ・ 自ら企画した県産品の製造を外部に委託している方（OEM）。

※いずれの場合も、当該商品に「製造者」または「販売者」として氏名・名称が表示されていることが必要です。

5 申請商品の条件

申請対象は、**加工食品及び産業製品（生活雑貨や工芸品など）**に限ります（生鮮物は対象外）。

また、**1事業者につき1商品**とし、単品商品又はセット商品のいずれかとします。ただし、セット商品は当該セットとしてのみ販売されているものに限り、単品で販売されている商品の単なる詰め合わせは対象外とします。

申請に当たっては、次の（１）～（３）の全ての条件を満たす必要があります。

- （１）県内で製造された商品であること（ただし、飲食店の店内飲食のみで提供される商品は対象外）。
- （２）継続的に製造及び販売されていること（一点ものや期間限定商品は対象外）。
- （３）製造、販売及び表示に関する各関係法令を遵守し、必要な許認可を取得していること。

なお、次のいずれかに該当するものは申請対象外とします。

- ・ 他の製品の生産過程に投入されるもの（例：ネジなどの部品、生地などの中間素材など）
- ・ 最終消費者が直接購入できないもの（BtoB商品、工業用機械類など）
- ・ 令和8年3月31日時点で販売開始から1年以上の実績がないもの
- ・ 未加工の生鮮物（農産物、水産物、畜産物、野生鳥獣肉、特用林産物など）
- ・ 木材、樹木、草木、種苗
- ・ 公序良俗に反すると認められるもの
- ・ 美術品、骨董品又は過度に高価な奢侈品と認められるもの
- ・ 医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器
- ・ 他者の知的財産権（特許、意匠、商標等）を侵害している、又は模造と認められるもの
- ・ 二次審査の会場（想定：東京都内オフィスビル）に送付・設置することが困難で、審査が実施できないもの

※申請後又は認定後であっても、申請者資格や申請条件を満たしていないことが判明した場合は、申請又は認定を取り消します。

6 申請方法

（１）申請受付期間

令和8年7月1日（水）～令和8年7月22日（水）

(2) 申請方法

申請は、「和歌山一番星アワード」公式 WEB サイト内「事業者専用ページ」にある申請フォームから行ってください。

※紙媒体やメールによる申請は受け付けません。必ず「申請フォーム」をご利用ください。

(3) 申請内容

●申請フォームに入力いただく申請事業者及び商品に関する情報

- ・申請フォームの全項目について、もれなく入力してください（申請項目は下記参照）。
- ・申請情報は、審査において審査員が商品の特徴などを把握する重要な情報となりますので、簡潔かつ分かりやすく、具体的に記載してください。
- ・申請受付後、内容確認のため、必要に応じてお問い合わせさせていただく場合があります。

申請フォームに入力いただく申請情報の項目（予定）
●事業者に関する情報
事業者名、事業者住所、製造者名、製造所所在地
代表者名、担当者名
各連絡先（電話、メール）、ホームページ URL、各種 SNS アカウント
創業年月日、法人設立年月日
資本金、従業員数
売上高（年間）、経常利益（年間）
事業概要
過去の法令違反、重大事故の確認
●申請商品の概要
申請商品名、商品に関するホームページ URL
保存・保管方法
規格（販売単位、希望小売価格、販売開始年月日）
市場別実績（県内、近畿圏、首都圏、その他のシェア）
製造体制（従事者数、出荷可能量）
製造及び販売実績（当年度及び過去3か年の販売量及び販売額）
主な販売先（県内、県外別）
●商品特性／製造者としての想いや創意工夫について
商品特性（総括的なアピールポイント、受賞歴など）
原材料（県内産の使用や原材料選定のこだわり、安全性・品質確保の取組など）
製造方法・造形（発案や改良の経緯、歴史・伝統を活かした製法など）
製造管理（品質管理や衛生管理に関する取組など）
環境配慮（環境保全への取組や時代のニーズ・トレンドへの対応など）
●販売計画（戦略）

消費者及び取引先への情報発信（SNS等の活用状況）
「和歌山一番星アワード」認定後の販売計画
製造量の安定・拡大に向けた取組
●その他
環境配慮、社会貢献及び地域貢献に関する取組

※上記の項目は、今後変更または追加となる場合があります。

●添付（アップロード）資料

・申請情報の入力とあわせて、以下の写真データ等をアップロードしてください。

【共通】

① 商品の写真（正面、上部、側面）

・パッケージ及び商品の中身が分かるもの

※パッケージ記載文字も確認できるよう鮮明に撮影してください

② 商品説明書等の写真

・中入れ紙、チラシ、その他広報物など

・表面・裏面を含め、情報が記載されている箇所全て

※記載文字が確認できるよう鮮明に撮影してください

【加工食品の場合】

③ 食品表示ラベル（食品一括表示及び賞味期限が記載された箇所）の写真

④ 原材料使用割合が分かる資料の写真

【製造を委託している場合】

⑤ 申請者が企画した商品であることを証する資料（OEM企画書など）

（４）審査用商品サンプル

申請時点での提供は不要です。一次審査を通過した商品については、二次審査に必要なサンプルの提出を求めますので、提出期限及び送付先等は後日通知します。

7 審査、認定

（１）審査方法

外部の有識者で構成する「和歌山県推奨県産品審査委員会」（以下、「審査会」という。）に審査を付託します。

- ① 申請多数の場合は、申請情報を基に一次審査を行います。
- ② 一次審査を通過した申請商品については、二次審査を実施します。対象となる申請者には、別途指定する期日までに商品サンプルの提出を求めます。
- ③

【商品サンプル提出について】

- ・食品は冷蔵・冷凍など必要な処理をした上で、15人分程度を送付していただきます（審査に必要な調理は県で行います）。
- ・二次審査に要する費用（商品代、梱包・配送費）は、申請者で負担していただきます。
- ・加工食品については、審査の過程で開封・消費するため、返却いたしません。
- ・産業製品については返却しますが、着払いでの返送となります。
- ・指定する期日までに商品サンプルの提出がない場合は審査対象外とし、不認定とします。
- ・審査会において、申請者によるプレゼンテーションは実施しません（審査会場への来場は不要です）。

（2）認定基準

以下の認定基準に基づき審査し、認定商品を決定します。

基準	内容
①共感性	消費者や取引先が共感できる背景や納得できる販売実績等があること。
②独自性	素材や原材料、製造工程等に独自のこだわりがあること。
③可能性	将来にわたり持続的な製造が可能であり、販路の拡大や自社商品の情報発信等に意欲的であること。

（3）審査結果の通知

全ての申請商品の審査終了後、申請者に対し、審査結果（審査通過もしくは不認定）について通知します。

※認定の有無にかかわらず、評価点数や審査コメント等の審査内容は通知しませんので、あらかじめご了承ください。

（4）法令確認

二次審査を通過した商品については、各種法令の遵守状況を確認します。あらかじめ法令を遵守していることを確認の上、申請ください。

※詳細は、別添「法令確認について」をご参照ください。

（5）認定商品の公表

認定商品は、各報道機関等への発表を行うとともに、「和歌山一番星アワード」公式 WEB サイトに掲載します。

（6）認定の有効期間

認定の有効期間は5年間とします。

※令和8年度認定商品は、令和13年度末まで有効となります

(7) 認定商品のPR及びグランプリ選定イベントの開催

- ・認定商品の公表後、認定商品のPRを目的としたイベントを首都圏で開催する予定です。
- ・本イベントでは、認定商品PRブースの出展を予定しているため、認定となった申請者は、原則として出席してください（出席に係る旅費及び商品提供等の経費は申請者の負担となりますが、首都圏のバイヤーやメディアへ直接アピールできる貴重な機会となります）。
- ・また、認定商品のうち、特に訴求力が高く、県産品全体のブランド力向上に寄与すると認められるものを「審査委員特別賞」として選定します。
- ・「審査委員特別賞」に選定された商品については、その中からグランプリ及び準グランプリ等を決定します。
- ・「審査委員特別賞」に選定された申請者には、本イベント会場においてプレゼンテーション等を実施していただき、その内容を踏まえ、グランプリ及び準グランプリ等を決定します

8 事業者向け説明会

以下のとおり説明会を開催します。申請を検討されている事業者の皆様はぜひご参加ください。なお、申請にあたり、説明会への参加は必須ではありません。

〈紀南会場〉

令和8年6月9日（火）14:00～15:30（定員90名）
西牟婁振興局 4階 大会議室（田辺市朝日ヶ丘23-1）

〈紀北会場〉

令和8年6月11日（木）14:00～15:30（定員120名）
県民文化会館 3階 特設会議室（和歌山市小松原通1-1）

※参加を希望される場合は、「和歌山一番星アワード」公式WEBサイト内「事業者専用ページ」から事前に申し込みください。（先着順）

※各開催日の5日前まで受け付けます。

9 お問い合わせ先

和歌山県 商工労働部 企業政策局 企業振興課 / 工藤、今本

電話：073-441-2841

メール：e0610001@pref.wakayama.lg.jp

10 「和歌山一番星アワード」公式WEBサイト

<https://ichibanboshi.pref.wakayama.lg.jp>



【別添】

法令確認について

審査を通過した商品については、下記関連法令を遵守できているか確認を行います。

各法令が遵守できていない場合は認定いたしませんので、日頃より法令遵守に努めていただくとともに、申請時点において、各法令を遵守できているか、自ら確認をお願いします。

※関係法令①～⑤については、申請時に添付(アップロード)していただく写真データ(商品パッケージ、各広報物、食品表示ラベルなど)及び本県管理データにて確認を行います。

添付していただく写真データについては『「和歌山一番星アワード」第2回(令和8年度)募集要領』の「6申請方法(3)申請内容」をご確認ください。

※関係法令⑥及び⑦については、審査通過後に、本県から改めて確認資料のご提出を依頼します。

■関係法令について

①【食品表示法】所管機関：保健所、生活衛生課

食品の表示は、消費者が食品を購入するとき、食品の内容を正しく理解し、選択したり、摂取する安全性を確保したりする上で重要な情報源となっています。食品表示法第4条にて策定されている食品表示基準に基づいた表示を行うことが必要です。また、経過措置期間が設けられている表示については、期日までに適正な表示を行ってください。

②【健康増進法】所管機関：保健所、生活衛生課

食品として販売するものに関して広告その他の表示をする場合、健康の保持増進の効果等について、著しく事実に相違する表示又は著しく人を誤認させるような表示は禁止されています。

③【医薬品医療機器等法】所管機関：保健所、薬務課

「病気の診断、治療又は予防、身体の構造又は機能に影響を及ぼす」、「塗布するなどして身体を清潔にし、美化し、魅力を増す」などの効能効果を「標榜する(容器、包装、添付文書等の表示物など)」ものは、「医薬品等(医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器等)」とみなされます。医薬品医療機器等法に基づく許可なく、「医薬品等」を製造販売することはできません。

④【不当景品類及び不当表示防止法】

所管機関：県民生活課(飲食料品に関するものを除く)、生活衛生課(飲食料品に関することに限る)

消費者の利益を保護するため、消費者を惑わす過大な景品類の提供や、うそ、大げさな表現等消費者をだますような表示は、禁止されています。

■優良誤認表示(品質、規格その他の内容についての不当表示)

- ①実際のものよりも著しく優良であると示す表示
- ②事実に相違して競争事業者のものよりも著しく優良であると示す表示

■有利誤認表示(価格その他の取引条件についての不当表示)

- ①実際のものよりも著しく有利であると誤認される表示
- ②実際はそうではないのに競争事業者のものよりも著しく有利であると誤認される表示

⑤【計量法】 所管機関：商工企画課 ※確認資料：定期検査受検名簿（※本県管理リスト確認のため提出不要）

計量法において、特定商品の販売の事業を行うものは、「特定商品の販売に係る計量に関する政令」で定める誤差の範囲を超えないよう正確に計量する義務があり、また特定商品を密封する場合は内容量並びに表記する者の氏名又は名称及び住所を付記しなければなりません。

なお、適正な計量の実施を確保するために取引の証明に使用する計量器は2年に1度の定期検査受検の義務が課せられます。

⑥【米トレーサビリティ法】 所管機関：果樹園芸課

米、米加工品に問題が発生した際に流通ルートを特定するため、生産から販売、提供までの各段階を通じ、取引等の記録を作成・保存すること、産地情報を取引先や一般消費者に伝達することが義務づけられています。

●提出資料【※審査通過後に提出していただきます】

米の仕入れ伝票など（※名称（米であると判別できるもの）、産地、数量、搬入年月日、取引先名、搬入した場所がわかる記録）

⑦【食品衛生法】 所管機関：保健所、生活衛生課

●提出資料【※審査通過後に提出していただきます】

食品事業者は HACCP に沿った衛生管理の実施が必要です。審査を通過した食品事業者様には HACCP の実施状況を確認するため、下記書類①～④のいずれかをご提出いただきます。

①和歌山県 HACCP システム認証制度の認証書（写）

②和歌山県食品衛生管理認定制度（旧制度）の認定証（写） 【区分3以上】

③民間審査機関による認証（FSSC22000、ISO22000、JFS、SQF等）もしくは日本食品衛生協会「食の安心・安全五つ星事業」を取得していることを証する書類（写）

④食品衛生監視票（写）（85点以上かつ発行日から1年以内のもの）

食品衛生監視票は保健所が発行する書類です。お手元がない方は、所轄の保健所に交付を申請してください（別途手数料が必要です）。

食品衛生監視票について

<https://www.mhlw.go.jp/content/001298092.pdf>



(注意)

上記は代表的な法令であり、これら以外にも各商品によって関係法令がございますので、該当する全ての法令について必ずご確認ください。

審査通過商品に応じて、上記以外の法令に関しても確認する場合がありますので、本県から依頼する確認用資料のご提出をお願いします。

(五十音順)



審査委員長

あいはら りさ
栗飯原 理咲

アイランド株式会社／代表取締役社長
NTTコミュニケーションズ、リクルート社を経て現職。日本最大級のお取り寄せの情報サイト「おとりよせネット」をはじめ、「フーディストノート」「朝時間.jp」などのウェブサイトや、キッチン付きイベントスペース「外苑前アイランドスタジオ」を運営。



あおき けんじ
青木 健二

株式会社三越伊勢丹／バイヤー
伊勢丹新宿店・日本橋三越本店・銀座三越でのライフスタイル・リビング領域のバイヤーを経て、自社プライベートブランドの開発や新規SPA事業の企画・運営、店舗開発に携わる。現在は自社ギフトECサイト「MOO:D MARK by ISETAN (ムードマークバイセタン)」で、ミレニアルやZ世代を中心とした幅広い層に向け、多彩なジャンルの商品セレクト・開発を主導。



いちだ のりこ
一田 憲子

文筆家
OLを経て、編集プロダクション勤務後、フリーライターとして独立。女性誌、単行本の執筆などを手がける。「暮らしのおへそ」「大人になったら着たい服」(主婦と生活社刊)では、企画編集から執筆までを手がける。2017年より、ひとりで取材から執筆までを手がけるウェブサイト「外の音、内の香」を主宰。



いのうえ しんいち
井上 真一

株式会社食文化／新規事業担当取締役
豊洲市場を拠点とし、卸・仲卸と共に豊洲市場の食材のECを行なうと共に、全国各地に出向き生産者の発掘を行なう。農水省・都道府県・市町村の委託で、農産物の販路拡大業務や講演など多数。



いわや たかみ
岩谷 貴美

フードプロデューサー
雑誌やテレビ・ラジオなどの食特集で企画考案が多く、光文社「女性自身」では月1ペースで、お取り寄せ食品や飲食店のカラー特集ページの企画・構成・執筆を担当。また、ホテルや食イベントのコンテストなどの審査員もつとめる。最近では、ホテルやレストランのアフタヌーンティーなどのメニュー監修も多数。



すがわら よしみ
菅原 佳己

全国ご当地スーパー協会代表理事／スーパーマーケット研究家
放送作家、専業主婦、出版社勤務を経て、2012年出版のご当地スーパー本が話題に。著書や新聞連載などを通し、埋もれた日常食の発掘とご当地スーパーの魅力を伝える一方、協会を設立し、「ご当地スーパーグランプリ」を主催。



むらやま らむね
村山 らむね

消費ジャーナリスト・顧客視点アドバイザー
1995年個人HP「らむね的通販生活」を立ち上げ。2000年からイーライフにて企業SNSのプロデュースを担当。2004年スタイルビズ設立。以後、企業のECや顧客コミュニケーションの企画・運営を担う傍ら、経産省の委員や社外取締役を複数つとめる。情報経営イノベーション専門職大学客員教授。日経MJなど連載多数。



やぎぬま しゅうこ
柳沼 周子

株式会社エンファクトリー／バイヤー
大手小売業での婦人服売場、服飾雑貨のバイヤー・新規ブランド開発を経て、2006年よりオンラインセレクトショップ「スタイルストア」に参画。グッドデザイン賞審査委員(2021-2024年)、にいがた産業創造機構「百年物語」マーケティングアドバイザー(2021-2023年)。

第1回（令和7年度）和歌山一番星アワード 認定商品

参考

	事業者名	認定商品	分類	所在地	備考
1	株式会社アーマリン近大	近大キャビア	水産物加工品	白浜町	審査委員特別賞
2	株式会社東農園	原酒梅酒	酒類	みなべ町	
3	株式会社岩谷	紀州 梅真鯛梅	その他加工品	串本町	グランプリ
4	株式会社上友農園	Premium Taste uetomo	飲料	有田市	審査委員特別賞
5	ウメダ電器	全方位スピーカーKaguya	産業製品	和歌山市	
6	太田商店	紀州南高梅ひつまぶし	水産物加工品	田辺市	
7	株式会社角長	濁り醤	調味料類	湯浅町	
8	紀州松煙	紀州墨	産業製品	田辺市	
9	株式会社笹一	紀州あせ葉寿司(鯛)	寿司・米飯類	和歌山市	
10	旬彩居酒屋膳	たなべえサンド	その他加工品	田辺市	
11	認定特定非営利活動法人 ジョイ・コム	ボンボンショコラ「カカオ醤」	菓子類	和歌山市	
12	徐福寿司	さんま姿寿司	寿司・米飯類	新宮市	
13	杉村繊維工業株式会社	YETI	産業製品	橋本市	
14	有限会社鈴屋	デラックスケーキ	菓子類	田辺市	準グランプリ
15	てらうめ有限会社	そのまんま梅の床	農産物加工品	みなべ町	
16	名方製パン株式会社	和歌山コッペ みかん	その他加工品	和歌山市	
17	株式会社浜田屋	胡麻豆腐	その他加工品	高野町	審査委員特別賞
18	株式会社ふみこ農園	わかやまポンチ	菓子類	有田川町	
19	Restaurant Caravansarai	みんなの梅仁豆腐365	菓子類	田辺市	
20	有限会社レストランフライヤ	特選牛ハヤシビーフ	その他加工品	和歌山市	